

公益財団法人長崎県市町村振興協会基金貸付細則

平成 25 年 4 月 1 日

細 則 第 2 号

改正 平成 28 年 2 月 3 日 細 則 第 1 号

改正 令和元年 10 月 28 日 細 則 第 1 号

改正 令和 3 年 2 月 10 日 細 則 第 1 号

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、公益財団法人長崎県市町村振興協会基金積立金運用規程(以下「規程」という。)第 4 条の規定に基づき、公益財団法人長崎県市町村振興協会(以下「協会」という。)が、市町等に対して基金の資金(以下「資金」という。)を貸付ける場合の貸付の条件、手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(貸付の種類)

第 2 条 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

2 長期貸付とは、貸付対象事業に係る届出をした地方債及び地方債の同意又は許可(以下「同意等」という。)を受けている市町等に対する一会計年度をこえる貸付をいう。

3 短期貸付とは、貸付対象事業に係る一時借入金としての貸付で、同一会計年度内に償還が行われるものをいう。

(貸付対象事業)

第 3 条 協会の貸付対象事業は、別表に掲げる事業とする。

(貸付の要件)

第 4 条 資金の貸付を受けようとする市町等は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

- (1) 償還の見込みが確実であること。
- (2) 事業の計画が適切であること。
- (3) 財務の経理が明確であること。
- (4) 長期貸付にあたっては、届出をした地方債及び地方債の同意等を受けているか、または当該年度において地方債の同意等を受けることが確実と認められるものであること。

(貸付方法)

第 5 条 資金の貸付の方法は、証書貸付によるものとする。

(貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付利率は、貸付実行日における財政融資資金の貸付金利を基準として理事長が定める利率とする。ただし、当分の間、貸付利率の下限は、年0.11%とする。
- (2) 償還期限は、長期貸付にあたっては12年以内（うち据置期間2年以内）、短期貸付にあたっては同一会計年度内とする。
- (3) 長期貸付に係る貸付日は毎年3月28日とし、償還日は毎年9月24日及び3月24日とする。ただし、当日が休日にあたるときは、その翌日とする。
- (4) 元金の償還方法は、長期貸付にあたっては半年賦元金均等償還の方法、短期貸付にあたっては、一括弁済の方法によるものとする。
- (5) 利息については、長期貸付にあたっては借入日の翌日から最終償還の日までの利息を、短期貸付にあたっては借入日の翌日から元金償還の日までの利息を協会に払い込むものとする。
- (6) 延滞利息は、延滞元利金につき年10パーセントとする。

(借入の申込)

第7条 資金の貸付けを受けようとする市町等は、別に定める期日までに次の各号に掲げる書類を協会に提出するものとする。

- (1) 借入申込書（様式第1号又は様式第2号）
- (2) 事業概要調書（様式第3号又は様式第4号）

2 前項に定めるもののほか、協会は、当該市町等に対し、必要な書類の提出を求めることがある。

(貸付の決定)

第8条 協会は借入の申込みを受けたときは、貸付の可否及び貸付額を決定のうえ、貸付を行うことに決定した市町等に対しては、借用証書（様式第5号又は様式第6号）の提出を求め、貸付を行わないことに決定した市町等に対しては、その旨を通知するものとする。

(貸付の実行)

第9条 市町等は、前条の借用証書に次に掲げる書類を添えて、貸付期日の2週間前までに、協会に提出するものとし、協会は、これと引き換えに資金を送付するものとする。

- (1) 長期貸付にあたっては予算書、起債同意書又は許可書及び届出書の写し短期貸付にあたっては一時借入金現在額調（様式第7号）
- (2) その他協会が必要と認める書類

2 協会は、前項に規定する資金送付後、長期貸付に係る資金にあたっては償還年次表（様式第8号）を作成し、これを当該市町等に送付するものとする。

(事業計画の変更)

第10条 第8条の規定により借用証書を提出した市町等は、当該事業計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第9号)を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、借入額に変動を生じない場合は、承認を受ける必要はない。

(貸付金の償還)

第11条 協会は、資金の貸付に係る元利支払期日の2週間前までに、元利金払込通知書(様式第10号)を当該市町等に送付するものとする。

2 市町等は、前項に規定する元利金払込通知書に定められた期日に、同通知書によって指定された銀行に元利金を払い込むものとする。

(繰上償還)

第12条 協会は、資金の貸付を受けた市町等が、資金を貸付の目的外の用途に使用したときは、資金の全部を繰上償還させることができる。この場合においては、協会は、繰上償還させようとする日の10日前までに当該市町等に対し、繰上償還通知書(様式第11号)を送付するものとする。

2 市町等は、貸付を受けた資金を繰上償還することができる。この場合においては、当該市町等は、あらかじめ繰上償還申請書(様式第12号)を協会に提出するものとする。

(延滞利息)

第13条 協会は、借入市町等が償還金又は前条第1項の規定により、繰上償還すべき金額を支払期日までに支払わなかったときは、延滞元利金額につき年10パーセントの割合で、当該支払期日の翌日から支払の日までの日数により計算した延滞利息を徴収するものとする。

(事業の実施状況の報告及び検査)

第14条 協会は、資金の適切かつ効率的な運用を図るため必要があると認めたときは、貸付対象事業の実施状況について、借入市町等に対し必要な資料の提出を求め、又は当該職員をして実地に検査させることができる。

(委任)

第15条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関して必要な事項は理事長が定める。

附 則

この細則は、公益財団法人長崎県市町村振興協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則(平成28年2月3日細則第1号)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月28日細則第1号）
この細則は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和3年2月10日細則第1号）
この細則は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

公益財団法人長崎県市町村振興協会基金貸付対象事業

<p>災 害 関 連 事 業</p>	<p>(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象に伴う災害に関連する事業</p> <p>(2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関連する事業</p>
<p>そ の 他 の 事 業</p>	<p>(1) 消防・防災施設等、住民の安全に資するための事業</p> <p>(2) 図書館、美術館等教育及び文化の向上に資するための事業</p> <p>(3) 体育館、プール、遊歩道等スポーツの振興及び健康増進に資するための事業</p> <p>(4) 地域産業の振興に資するための事業</p> <p>(5) 歴史上又は、学術上価値の高い建造物、城跡等文化財の保存に資するための事業</p> <p>(6) 集会所等地域連帯意識の醸成に資するための事業</p> <p>(7) 自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資する事業</p> <p>(8) その他協会が必要と認めた事業</p>

附 則 (平成 28 年 2 月 3 日細則第 1 号)

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

長期貸付借入申込書

- 1 借入金額 円也
- 2 資金の用途
- 3 利率 パーセント
- 4 借入希望期日 年 月 日
- 5 元利金の支払方法及び期日 2年以内据置10年半年賦元金均等償還とし、貴協会が作成される償還年次表により償還します。
- 6 資金の交付を受ける銀行等の店舗 銀行 店 (口座名)

上記により、貴協会から資金の借り入れをいたしたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

年 月 日

市 (町) 長

印

公益財団法人 長崎県市町村振興協会

理事長 様

捨 印

- (注) 1. ※は、記入しないでください。
 2. 借入金額は、算用数字 (1, 2, 3, ...) で記入してください。
 3. 「6 資金の交付を受ける銀行等の店舗」欄は、金融機関名及び登録口座名を正確に記入してください。
 4. 申込年月日は、申込書類を提出する年月日を記入してください。
 5. 枠外の捨印は、必ず押印してください。

短期貸付借入申込書

- 1 借入金額 円也
- 2 資金の用途
- 3 利率 パーセント
- 4 借入希望期日 年 月 日
- 5 償還予定期日 年 月 日
- 6 利息支払方法及び期日 元金償還の日において、借入日の翌日から元金償還の日までの日数に応じ支払います。
- 7 資金の交付を受ける銀行等の店舗 銀行 店 (口座名)

上記により、貴協会から資金の借入れをいたしたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

年 月 日

市 (町) 長

印

公益財団法人 長崎県市町村振興協会

理事長 様

捨 印

- (注) 1. ※は、記入しないでください。
 2. 借入金額は、算用数字 (1, 2, 3...) で記入してください。
 3. 「7資金の交付を受ける銀行等の店舗」欄は、金融機関名及び登録口座名を正確に記入してください。
 4. 申込年月日は、申込書類を提出する年月日を記入してください。
 5. 枠外の捨印は、必ず押印してください。

長期貸付事業概要調書

※ 年 月 日 受付

団体名	連絡先		課 (担当者氏名)		(電話番号)	
借入申込額	千円	借入希望期日	年月日	事業名	年月日 (振興第号)	
事業区分 届出・同意等(予定)額 同定状況 届出・同意等	年度	事業債	届出・同意等年月日等	限度額		
	協会資金	千円	予算中地方債 に関する定め	償還方法		
	その他の資金	千円				
今回借入申込額のうち短期からの振替希望額			年月日	短期借入	千円より	千円を長期借入へ振替える。
全体計画の概要	事業年度	年度から	年度まで	ケ年事業	予算措置	1. 継続費 2. 毎年度ごとに予算計上
	総事業費	千円	千円	前年度までの施行済額	本年度施行(予定)額	本年度以降施行予定額
本年度の工事等の施工状況	工事等の内容	数量	単価	着工(予定)年月日	竣工(予定)年月日	本事業の必要性及び事業効果等
			円			
同定財源内訳	地方債	協会資金	その他参考事項			
		その他				
		国・県補助金				
	その他					

(注) ※は、記入しないでください。

短期貸付事業概要調書

		※		年	月	日	受付
団体名		課 (担当者氏名)	部	(担当者課名)			(電話番号)
借入申込額	千円	借入希望日	年	月	日	償還予定期日	年
事業名 (資金の用途)							
事業費 (資金需要)	千円	自己資金	千円				
		借入金	千円				
予算に定めた一時借入金の最高額 ㉠	千円						
一時借入金現在高 ㉢	千円						
㉠	千円						
長期貸付への振替希望	振替希望の有無	振替希望額	起債協議又は 許可申請の有無				
資金を必要とする理由		その他参考事項					

(注) ※は、記入しないでください。

長期貸付借用証書

金額	
----	--

上記金額を本日次の条件及び裏面特約条項を承認のうえ借用しました。

- 1 資金の用途
- 2 利率 年 パーセント
- 3 償還期限 年 月 日
- 4 据置期限 年 月 日
- 5 元利金の支払方法及び期日 2年以内据置10年半年賦元金均等償還とし、貴協会が作成される償還年次表により償還します。
- 6 元利金の支払場所 銀行 店

年 月 日

市(町)長

印

捨 印

公益財団法人 長崎県市町村振興協会
理事長 様

(注) 1. ※は、記入しないでください。
 2. 借入金額は、算用数字(1, 2, 3...)で記入してください。
 3. 借用年月日は、資金の貸付年月日を記入してください。
 4. 枠外の捨印は、必ず押印してください。

特 約 条 項

1. 利息の計算

利息は、借入の翌日から計算するものとする。

2. 繰上償還

(1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入団体に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

(3) 繰上償還の場合における元利金の払込期日は協会が指定するものとする。

3. 延滞利息

借入団体は、元利金の払込を遅滞した場合は、その額について払込期日の翌日から払込当日まで年10パーセントの割合で延滞利息を払い込むものとする。

4. 債務引受け

借入団体は、債務引受により借入金にかかる債務を第三者に承継させようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならないものとする。

5. 報 告

借入団体は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合においては、その都度すみやかに協会に報告するものとする。

(1) 借入団体の名称を変更した場合

(2) 廃棄分合、協会変更又は解散により借入金の債務の継承を生じた場合

(3) 借入金を財源として施行する予定の、又は、施行中の若しくは施行した事業を中止、廃止、又は計画を変更した場合。

6. 調 査

協会は、貸付金にかかる債権の管理又は保全のため書類若しくは実施について調査することができるものとする。

7. その他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

短期貸付借証書

金額

上記金額を本日次の条件及び裏面特約条項を承認のうえ借用しました。

1	資金の用途								
2	利率	年	パーセント						
3	償還期限	年	月	日					
4	利息の支払期日				元金償還の日				
5	元金の支払場所		銀行		店				

年 月 日

市(町)長

印

捨印

公益財団法人 長崎県市町村振興協会
理事長 様

(注) 1. ※は、記入しないでください。
 2. 借入金額は、算用数字(1, 2, 3...)で記入してください。
 3. 借入年月日は、資金の貸付年月日を記入してください。
 4. 枠外の捨印は、必ず押印してください。

特 約 条 項

1. 利息の計算

利息は、借入の翌日から計算するものとする。

2. 繰上償還

(1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入団体に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

(3) 繰上償還の場合における元利金の払込期日は協会が指定するものとする。

3. 延滞利息

借入団体は、元利金の払込を遅滞した場合は、その額について払込期日の翌日から払込当日まで年10パーセントの割合で延滞利息を払い込むものとする。

4. 債務引受け

借入団体は、債務引受けにより借入金にかかる債務を第三者に承継させようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならないものとする。

5. 報告

借入団体は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合においては、その都度すみやかに協会に報告するものとする。

(1) 借入団体の名称を変更した場合

(2) 廃棄分合、協会変更又は解散により借入金の債務の継承を生じた場合

(3) 借入金を財源として施行する予定の、又は、施行中の若しくは施行した事業を中止、廃止、又は計画を変更した場合。

6. 調査

協会は、貸付金にかかる債権の管理又は保全のため書類若しくは実施について調査することができるものとする。

7. その他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

様式第8号（第9条関係）

償 還 年 次 表

団体名 _____ 元 金 _____ 千円
 貸付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 貸付利率 _____ 年 _____ %

年 度	元利支払期日	未償還元金	償 還 予 定 額		
			元 金	利 子	計
	年 月 日	千円	円	円	円
年度	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				

（公益財団法人長崎県市町村振興協会基金貸付分）

様式第9号（第10条関係）

事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

公益財団法人長崎県市町村振興協会
理事長

様

市（町）長



年 月 日 第 号の申請に係る 年度市町村振興協会基金貸付事業の事業計画を下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

別紙のとおり

注 変更の内容は、別紙とし、事業概要調書（様式第3号又は様式第4号）について変更後の計画を黒字で、規定計画を赤字で記入すること。

様式第 10 号 (第 11 条関係)

元 利 金 払 込 通 知 書

金 額		元金	円
		利息	円
事 業 名 (資金の用途)			
区 分	短 期 貸 付	年 月 日 貸付分	
	長 期 貸 付	年度 期分	
払 込 期 日	年 月 日		
払 込 (受 取) 先	指 定 銀 行	銀 行	店
	預 金 種 目 及び口座番号	預 金 No.	
	受 取 人		
	住 所 及 び 電 話 番 号		
	振 込 指 定		

上記のとおりお支払ください。

年 月 日

公益財団法人 長崎県市町村振興協会

理事長



様

様式第 11 号 (第 12 条関係)

繰上償還通知書

繰上償還決定額		円	
事業名			
貸付年月日	年	月	日
貸付額		円	
未償還元金		円	
繰上償還元金		円	
貸付残高		円	
払込期日	年	月	日
払込方法	別添「元利金払込通知書」のとおり		

上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

公益財団法人 長崎県市町村振興協会
理事長 印

様

様式第 12 号 (第 12 条関係)

繰上償還申請書

繰上償還希望額		円
事業名		
借入年月日	年	月 日
当初借入額		円
未償還額		円
今回繰上償還額		円
差引借入残額		円
繰上償還希望期日	年	月 日
繰上償還の理由		

上記により繰上償還を行ないたいので申請します。

年 月 日

市(町)長



公益財団法人長崎縣市町村振興協会
理事長 様